

問Ⅵ - 4 - ⑦ (会計基準)

正味財産増減計算書内訳表の「他会計振替前当期一般正味財産増減額」はなぜ必要なのか教えてください。

答

- 1 当該区分科目がない場合には、他会計振替額の直前における一般正味財産の増減額が集計されて表示されないため、他会計振替額の蓋然性を直ちに確認できません。したがって、公益法人等の実務上の利便に資することを目的として、他会計振替額の直前に「他会計振替前当期一般正味財産増減額」を掲記する必要があります。

2. 様式(一部抜粋)

<u>正味財産増減計算書内訳表</u>	
I	一般正味財産増減の部
	...
2.	経常外増減の部
	...
	当期経常外増減額
	他会計振替前当期一般正味財産増減額
	他会計振替額
	当期一般正味財産増減額
	...

3. 収益事業等会計で法人税の発生する場合及び税効果会計を適用している場合の表示例は以下のとおりです。

<u>正味財産増減計算書内訳表</u>	
I	一般正味財産増減の部
	...
2.	経常外増減の部
	...
	当期経常外増減額
	他会計振替前当期一般正味財産増減額
	他会計振替額

税引前当期一般正味財産増減額

法人税、住民税及び事業税

法人税等調整額

当期一般正味財産増減額

...